

農地法第3条の規定による許可申請書

下記農地(採草放牧地)について、{ 所有権 / 貸借権 / 使用貸借権 / その他()権 }を
(移転 / 設定)したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

農業委員会 受付年月日	
整 理 番 号	

令和 年 月 日
岡山市 農業委員会会長 殿

譲受人

譲渡人

1. 申請当事者の住所等	当事者の別	住 所				年齢	職業	電話番号	国籍等	在留資格又は特別永住者			
	譲受人												
	譲渡人												
2. 土地表示等及び契約の内容	土地の所在		地番	地 目		面 積	利用状況	利用者氏名	(1) 土地引渡しの時期 令和 年 月 日				
	市・区	大字		登記簿	現況			利用権原	(2) 権利移転(設定)の時期 令和 年 月 日				
	岡山市				m ²		(3) 契約期間 令和 年 月 日 ~ 年間						
	岡山市						(4) 10a当たり価格 円						
	岡山市						(5) 賃料(10a当たり年額) 円						
	計	m ²	(田 m ² , 畑 m ² , 採草放牧地 m ²)										
3. 権利の移転(設定)をしようとする事由	増反・新規農 その他()						4. 譲受人の住所地・拠点地から、申請地までの通作距離 ()						
5. (1) 譲受人等の農地等の利用状況 (2) 譲受人及び世帯員等(構成員)の農作業従事状況 (3) 農作業に従事する者の配置の状況	(1)	種 別	田	畠	計	採 草 放 牧 地	(2)	氏 名	年 齢	続柄	職業	農業経験年数	農 作 業 従 事 日 数
	所 有 地	自作地	m ²	m ²	m ²	m ²	譲受人及び世帯員等(構成員)	別紙に記載					
		貸付地											
		上記のうち 非耕作地	所在地・地目・面積		状況・理由								
	所 有 地 以 外 の 土 地	借入地	m ²	m ²	m ²	m ²	常雇 (年間延人数)	現在 人(農業経験年数 ~ 年)					
		貸付地						増員予定 人(農業経験年数 ~ 年)					
		上記のうち 非耕作地	所在地・地目・面積		状況・理由			臨時雇 人(農業経験年数 ~ 年)					
								増員予定 人(農業経験年数 ~ 年)					
	(3) 所有又は借入農地が他市町村にある場合は、別紙5に農作業に従事する者の配置の状況を記載して申請書に添付してください。												
	6. 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等	過去3年以内に農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法又は農薬取締法の違反がある場合、又は過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行った場合は、別紙5に記載して申請書に添付してください。(すべて該当なし・該当あり)											
7. 権利取得後の経営計画	田 m ² 裏作()	畠 m ² 普通野菜畠	果樹 m ² ()	その他 m ²	採草放牧地 m ²								
8. 周辺地域への影響	(例・他者の農地集積の取組みへの影響、農薬の使用方法の違いによる影響等)												
9. 大農機具等の保有(予定)状況	田植機 所有 リース 導入予定	コンバイン 台	トラクター 台	耕耘機 台	農用自動車 台	その他 台							
	大農機具 所有 リース 導入予定	台	台	台	台	台							
	資金	自己資金(円)	借り入れ(銀行 から 円)										
添付書類 (譲受人が法人等の場合、特例での権利取得の場合は別紙が必要)	(1) 申請地の登記事項証明書(全部事項)及び位置図 (2) 譲受人が法人にあっては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書 (3) 常農計画書(新規就農、その他必要と認める場合) (4) 譲受人及びその世帯員等が耕作権原を有する農地に関する証明書(必要と認める場合)						(5) 通作経路を示す図面(必要と認める場合) (6) 認定発展計画の写し(認定経営発展法人が譲渡人である場合) (7) その他参考資料						

別 紙

別紙3 法3条3項該当 (農地所有適格法人以外の法人・常時用件についての特例)

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により貸借契約を終了させこととなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適當です。

1 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力、等について記載してください。)

2 (法人のみ記載) その法人の業務を執行する役員又は使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者(実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者)の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間: 年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間: 年 箇月 (直近の実績)

年 箇月 (見込み)

別紙4 その他特殊事由

以下の該当するものに印を付し、申請書の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 法3条2項該当

以下のいずれかに印を付す場合は、申請書の1欄と2欄を記載してください。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号) 第269条の2第1項の権利)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合**

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号) 第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第1条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合**

- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合**

(景観法(平成16年法律第110号) 第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 法3条2項1号において令2条1項1号で定める事由

以下のいずれかに印を付す場合は、1欄・2欄・3欄・5欄(1)・7欄を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合**

- 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合**

- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合**

- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合**

(3)法3条2項2号及び4号において令2条2項で定める事由

以下のいずれかに印を付す場合は、申請書の5欄（2）以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の經營に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

（事業・計画の内容）

申請書 5. (3) 農作業に従事する者の配置の状況

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

(記載要領)

- 1 所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合は、市町村別に記載してください。
- 2 隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。
- 3 「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載してください。

申請書 6. 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有・無
②第4条（農地の転用の制限）	有・無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有・無
④第42条（措置命令）	有・無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有・無
②第15条の3（監督処分）	有・無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有・無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有・無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内 容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内 容	理 由
有・無			

(記載要領)

- 1 この様式には、農地の権利を取得しようとする者、及びその世帯員等の状況等を記載してください。
- 2 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書(農地所有適格法人以外の法人等 記入例)

※ この申請書の記入後、別紙3 を作成してください。

下記農地(採草放牧地)について、{ 所有権 / **賃借権** / 使用貸借権 / その他()権 }を

(移転 / **設定**)したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

令和〇〇年 2月 25日

岡山市 農業委員会会長 殿

譲受人 株式会社 ○○○○
代表取締役 △△△△

譲渡人 ○○△△

農業委員会 受付年月日

整理番号

1. 申請当事者の住所等	当事者の別	住 所				年齢	職業	電話番号	国籍等	在留資格又は特別永住者			
	譲受人	〇〇市〇区〇〇町〇〇番地				—	小売業	〇〇〇-〇〇〇〇	/ /				
	譲渡人	〇〇市△区××町××番地				90	農業	×××-××××	/ /				
2. 土地表示等及び契約の内容	土地の所在		地番	地 目	面 積	利 用 状 況	利用者氏名	(1) 土地引渡しの時期			令和〇〇年 3月22日		
	市・区	大字		登記簿			現況	利用権原	(2) 権利移転(設定)の時期			令和〇〇年 3月22日	
	岡山市	△区	〇〇	〇〇-1	畑	畑	3,000 m ²	普通畑	〇〇△△	(3) 契約期間			令和〇〇年 3月22日～ 5年間
	岡山市	△区	〇〇	〇〇-2	田	畑	2,000 m ²	普通畑	〇〇△△	(4) 10a当たり価格			円
	岡山市								所有権	(5) 貸料(10a当たり年額)			5,000 円
		計	5,000 m ²	(田)	m ²	畑	5,000 m ²	採草放牧地	m ²				
3. 権利の移転(設定)をしようとする事由	増反 新規農 その他()						4. 譲受人の住所地・拠点地から、申請地までの通作距離 (約 1 km)						
5. (1)譲受人等の農地等の利用状況 (2)譲受人及び世帯員等(構成員)の農作業従事状況 (3)農作業に従事する者の配置の状況	(1)	種 別	田	畑	計	採草放牧地	(2)	氏 名	年 齡	続柄	職業	農業経験年数	農作業従事日数
	所 有 地	自作地	—	—	—	—	譲受人及び世帯員等(構成員)	別紙に記載					
		貸付地	—	—	—	—							
		上記のうち 非耕作地	所在地・地目・面積	—	—	—		—					
		上記のうち 非耕作地	所在地・地目・面積	—	—	—		—	常雇	現在 3 人(農業経験年数 1～3 年)			
	借入地	—	—	—	—	—	増員予定	— 人(農業経験年数 ~ 年)					
	貸付地	—	—	—	—	—	臨時雇	現在 — 人(農業経験年数 ~ 年)					
	上記のうち 非耕作地	所在地・地目・面積	—	—	—	—	増員予定	— 人(農業経験年数 ~ 年)					
	(3) 所有又は借入農地が他市町村にある場合は、別紙5に農作業に従事する者の配置の状況を記載して申請書に添付してください。												
	6. 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等	過去3年以内に農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法又は農薬取締法の違反がある場合、又は過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行った場合は、別紙5に記載して申請書に添付してください。(すべて該当なし ・ 該当あり)											
7. 権利取得後の経営計画	田	m ²	畑 (ジヤガイモ)	普通野菜畑 5,000 m ²			果樹 ()	m ²	その他 ()	m ²	採草放牧地	m ²	
8. 周辺地域への影響	(例・他者の農地集積の取組みへの影響、農薬の使用方法の違いによる影響等) 申請地の周辺に農地はないため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことない。また農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。												
9. 大農機具等の保有(予定)状況	田植機	コンバイン	トラクター	耕運機	農用自動車	その他							
	保有	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台		
	リース	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台		
	導入予定	台	台	1 台	台	台	台	台	台	台	台		
資金	自己資金(〇〇〇万 円)、借り入れ(銀行 から 円)												
添付書類 (譲受人が法人等の場合・特例での権利取得の場合は別紙が必要)	(1) 申請地の登記事項証明書(全部事項)及び位置図 (2) 譲受人が法人にあっては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書 (3) 営農計画書(新規就農、その他必要と認める場合) (4) 譲受人及びその世帯員等が耕作権原を有する農地に関する証明書(必要と認める場合)						(5) 通作経路を示す図面(必要と認める場合) (6) 認定発展計画の写し(認定経営発展法人が譲渡人である場合) (7) その他参考資料						

※ この申請書の記入後、別紙3 を作成してください。

別紙3 法3条3項該当 (農地所有適格法人以外の法人・常時用件についての特例)

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により貸借契約を終了させこととなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適當です。

※ 契約書例（解除条件等の付いた貸借契約書）を参照

1 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力、等について記載してください。）

（例）

〇〇集落の農家で行う地域の営農に関する会議には必ず出席します。

また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。

この他、地域農家で取り組む共同作業などがあれば参加します。

2 (法人のみ記載) その法人の業務を執行する役員又は使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者（実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者）の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名 取締役

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 6箇月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 0箇月 (直近の実績)

年 6箇月 (見込み)

別紙4 その他特殊事由

以下の該当するものに印を付し、申請書の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 法3条2項該当

以下のいずれかに印を付す場合は、申請書の1欄と2欄を記載してください。

① その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号) 第269条の2第1項の権利)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第1条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 法3条2項1号において令2条1項1号で定める事由

以下のいずれかに印を付す場合は、1欄・2欄・3欄・5欄(1)・7欄を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3)法3条2項2号及び4号において令2条2項で定める事由

以下のいずれかに印を付す場合は、申請書の5欄（2）以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の經營に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

（事業・計画の内容）（例）

申請地の地下1mに自己の住宅用の配水管を埋設する計画。

耕作が行われていない〇月から〇月にかけて工事を行うため営農に支障はなく、また排水も浄化槽処理後に配水管を通じて市の水管に接続するため、周辺の土地、作物、家畜等に被害を与えることもないと考えます。

なお、浄化槽の設置及び配水管の埋設について担当である〇〇市〇〇課と調整済みです。

※欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別紙参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。